

# 九州植物検疫協会会費・賦課金徴収規程

昭和33年6月28日制定

平成30年5月30日最終改正

第1条 九州植物検疫協会規約第10条の会費及び賦課金並びに業務運営規程第6条の経費等については、この規程によるものとする。

第2条 会費は、1会員につき年額30,000円とし、全納とする。

第3条 賦課金は、会員が規約第4条の第5号から第8号に係る業務を依頼した場合に負担するものとし、その割合は別表のとおりとする。  
ただし、当分の間、次の割引措置を適用する。

- (1) 博多港で取り扱う穀類等及びコンテナ詰植物については、別表に定める賦課金の32%引きとする。
- (2) 志布志港で取り扱う穀類等及びコンテナ詰植物については、別表に定める賦課金の37%引きとする。
- (3) 博多港及び志布志港以外の港で取り扱う穀類等であって1申請2万トン以上の荷口については、別表に定める賦課金の25%引きとする。
- (4) 全ての港で取り扱う上記(1)~(3)以外の品目（輸出貨物梱包材を除く。）については、別表に定める賦課金の15%引きとする。

2 会員外については、別表に定める賦課金の倍額（輸出貨物梱包材を除く。）を適用することとし、前項に準ずるものとする。

3 別表に定めのないものについては、当該業務に要した実費を徴収するものとする。

4 協会事務所から30kmを越える地に所在する施設へ出張して業務を行う場合は旅費を徴収するものとする。

附則 平成30年6月1日から施行する。施行日までの間（平成30年5月31日まで）は現行規程を継続適用することとする。

# 賦課金明細表

別 表

品 目		請 求 先	賦課金単価	最低料金	賦課金算出基礎等
穀 類 等		商 社	1 トン当たり 5.50 円	1 申請当たり 2,750 円	検査申請数量
		ステベ	1 トン当たり 5.50 円	1 申請当たり 2,750 円	検査申請数量
		倉 庫	1 トン当たり 8.80 円	1 申請当たり 4,400 円	消毒分(管外からの荷受けを含む。)のみ適用。検査申請数量
木材	海 上	商 社	1 m <sup>3</sup> 当たり 48 円	1 申請当たり 10,200 円	検査申請数量 (産地インボイス数量)
	陸 上 本 船	商 社	1 m <sup>3</sup> 当たり 17 円	1 申請当たり 6,700 円	検査申請数量 (産地インボイス数量)
青果	バ ナ ナ	ステベ	1 カートン当たり 0.45 円	1 申請当たり 7,200 円	検査申請数量
	パ イ ン ア ッ プ ル	ステベ	1 カートン当たり 0.45 円	1 申請当たり 7,200 円	検査申請数量 ただし、crate は10kg=1カートンで換算
	そ の 他	ステベ	1 申請当たり 7,200 円	—	—
雑貨	種苗、竹、畳床 嗜好香辛料 薬科、乾果 航空貨物、 輸入貨物梱包材等	ステベ は 申 請 者	1 申請当たり 7,200 円	—	—
		倉 庫 は 申 請 者	1 申請当たり 4,400 円	—	管外・空港からの荷受消毒及 び輸入貨物梱包材のみ適用
コンテナ詰植物		ステベ	1 コンテナ当たり 1,800 円	1 申請当たり 7,200 円	検査申請数量
		倉 庫	1 コンテナ当たり 800 円	1 件当たり 4,400 円	管外からの荷受けのみ適用 検査申請数量
輸出貨物梱包材		申 請 者	消毒証明 1 申請当たり 2,000 円	—	—

- 注：1 商社（航空貨物の場合ステベを含む。）が非会員の場合（穀類等に係るステベ、倉庫あて請求分、管外からの荷受け消毒、輸入貨物梱包材及び輸出貨物梱包材の場合を除く。）は、本表に掲げる賦課金の倍額を、その貨物を扱うステベあてに請求するものとする。
- 2 輸出植物（輸出貨物梱包材を除く。）については、雑貨の賦課金を適用する。
- 3 博多港で取り扱う穀類等及びコンテナ詰植物については、本表に掲げる賦課金の32%引きとする。
- 4 志布志港で取り扱う穀類等及びコンテナ詰植物については、本表に掲げる賦課金の37%引きとする。
- 5 博多港及び志布志港以外の港で取り扱う1申請2万トン以上の穀類等については、本表に掲げる賦課金の25%引きとする。
- 6 全ての港で取り扱う上記3～5以外の品目（輸出貨物梱包材を除く。）については、本表に掲げる賦課金の15%引きとする。
- 7 協会の事務所から30kmを超える地に所在する施設へ出張して業務を行う場合は旅費を徴収するものとする。
- 8 土曜日午後・休日の航空貨物荷受け消毒待機料：1申請者当たり4,400円（待機当日に賦課金が発生した申請者を除く。）